

## 外国要人等の該当者について

1.次の「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- ①国家元首
- ②我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ③我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ④我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ⑥我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ⑦中央銀行の役員
- ⑧予算について国会の議決を経て、または承認を受けなければならない法人の役員

2.上記 1 に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子供)